

## 9 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会総務委員会運営規程

第1条 定款第39条の規定に基づき、本会に総務委員会（以下「委員会」という。）を設け、その運営は本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、各民生委員児童委員協議会の組織、事業および財政等の充実に寄与するため、必要な事項を調査研究し、会長に意見具申するとともに、実践活動の企画、推進にあたる。

第3条 委員会の委員は、理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。

第4条 委員会に、次の役員をおく。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選任は、委員会において、委員の互選によるものとする。

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を執行する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定めるものとする。

### 付 則

1 この規程は、昭和53年6月1日から施行する。

### 付 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

### 付 則

1 この規程は、平成12年9月22日から施行する。